

サポートハウス 丹波高原荘 利用料金表

別紙1

令和8年11月1日現在

・基本利用料金（国基準による）

- ① 居住に要する費用＝管理費（施設家賃）
- ② 生活費（食材料費及び共用部分に係る光熱水費）
- ③ サービス提供に要する費用＝事務費

利用料（月額）

対象収入による階層区分	① 管理費	② 生活費	③ 事務費	利用者 負担合計	備考
800,000以下	9,000	46,330	10,000	65,330	80万円以下 京都府管理費1万円補助
800,001～1,500,000	19,000	46,330	10,000	75,330	
1,500,001～1,600,000	27,000	46,330	13,000	86,330	
1,600,001～1,700,000	27,000	46,330	16,000	89,330	
1,700,001～1,800,000	27,000	46,330	19,000	92,330	
1,800,001～1,900,000	27,000	46,330	22,000	95,330	
1,900,001～2,000,000	27,000	46,330	25,000	98,330	
2,000,001～2,100,000	27,000	46,330	30,000	103,330	
2,100,001～2,200,000	27,000	46,330	35,000	108,330	
2,200,001～2,300,000	27,000	46,330	40,000	113,330	
2,300,001～2,400,000	27,000	46,330	45,000	118,330	
2,400,001～2,500,000	27,000	46,330	50,000	123,330	
2,500,001～2,600,000	27,000	46,330	57,000	130,330	
2,600,001～以上	27,000	46,330	61,400	134,730	

- (1) この表における「対象収入とは、前年の収入（社会通念上収入として認定することができないものを除く）から、所得税、住民税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。
- (2) 夫婦で入居する場合については夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれの事務費徴収額については、表の額から30%減額した額を本人からの事務費徴収額（月額）とする。
この場合、100円未満は切り捨てるものとする。

- ・ 冬季加算 適用月 11月～3月
1,960円（月額）

- ・ 利用料
自室内で使用される電気の使用料
自室内で使用される水道料金 2,750円（月額）